災害救助法適用地域在住の 2025年度入学者への特別措置について

本学では災害救助法適用地域在住で2024年度に被災された2025年度入学者に対し、次の特別措置を講じます。

対象

- ①家計支持者の居住する家屋が全壊(全焼、全流失、大規模半壊)、半壊、一部損壊の被害を受けた場合。
- ②家計支持者の収入が当該災害により喪失または激減した場合。

原則として、公的機関等の罹災証明書および収入(所得)証明書の提出により判定します。 また、必要に応じて戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)、修繕費(見積り)等を提出していただく場合があります。

内容

減免措置は下記のとおりです。

- A. 入学検定料と入学金の返還、1年間の学費等免除
- B. 入学検定料と入学金の返還、半期分(前期分)の学費等免除
- C. 見舞金(その被害の程度に応じて3万円、5万円、10万円を支給する)
- ●返還金と見舞金は、「学校法人 渡辺学園 | 名義で6月末までに振込にて返還・支給する予定です。

収入状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	А	А	А
半壊	А	А	В
一部損壊	Α	В	С
被害なし	А	В	

※家宅等とは、家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段

手続き方法

特別措置申請者は、入学後に申請を行ってください。

- ①被災者特別措置申請書:返還金振込依頼書(本学所定用紙)
 - ◆所定用紙は本学ホームページより取得してください。
- ②罹災証明書(市区町村発行)
- ③2023年度・2024年度の収入(所得)証明書または源泉徴収票(コピー可) および災害により収入の喪失または減少がわかる証明書(失業等)、自営業の場合も被災状況を証明する書類およびその説明書 (A4用紙様式自由)を提出してください。
- ①②③の提出書類をそろえ、封筒に「災害救助法被災者特別措置願」と朱書きし、アドミッションセンター宛に提出してください。

提出期限

2025年4月11日(金)

問い合わせ先

〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター

TEL

03-3961-5228